

諮問日：令和4年7月21日（令和4年度（最情）諮問第9号）

答申日：令和4年12月22日（令和4年度（最情）答申第26号）

件名：開示する司法行政文書のうち、どのような場合に謄写は認めずに閲覧のみを認める取扱いをすることになっているかが分かる文書の不開示判断（不存在）に関する件

## 答 申 書

### 第1 委員会の結論

「どのような場合に、開示する司法行政文書のうち、謄写は認めずに閲覧のみを認める取扱いをすることになっているかが分かる文書（最新版）」（以下「本件開示申出文書」という。）の開示の申出に対し、最高裁判所事務総長が、本件開示申出文書は作成し、又は取得していないとして不開示とした判断（以下「原判断」という。）は、妥当である。

### 第2 事案の概要

本件は、苦情申出人からの裁判所の保有する司法行政文書の開示に関する事務の取扱要綱（以下「取扱要綱」という。）記第2に定める開示の申出に対し、最高裁判所事務総長が令和4年3月28日付けで原判断を行ったところ、取扱要綱記第11の1に定める苦情が申し出られ、取扱要綱記第11の3に定める諮問がされたものである。

### 第3 苦情申出人の主張の要旨

特定年月日付の司法行政文書開示通知書からすれば、本件開示申出文書は存在するといえる。

### 第4 最高裁判所事務総長の説明の要旨

本件開示申出について、「現在の司法行政文書の開示事務において、謄写は認めずに閲覧のみを認める取扱いをする場合の一般的な基準が分かる文書」と整理し、文書を探索したが、当該文書は存在しなかった。

令和4年7月1日実施前の取扱要綱記第10の1及び平成27年4月6日付

け最高裁秘書第671号事務総長通達「裁判所の保有する司法行政文書の開示に関する事務の取扱要綱の実施の細目について」（以下「実施細目」という。）記第1の7の(2)において、開示の実施の方法として、閲覧、謄写等の方法が挙げられているところ、開示の実施に当たりどのような実施方法を選択するかについては、開示申出ごとに開示対象文書の内容や性状等を踏まえて個別に判断していることから、本件開示申出に係る文書は作成又は取得していない。

## 第5 調査審議の経過

当委員会は、本件諮問について、以下のとおり調査審議を行った。

- ① 令和4年7月21日 諮問の受理
- ② 同日 最高裁判所事務総長から理由説明書を收受
- ③ 同年11月18日 審議
- ④ 同年12月16日 審議

## 第6 委員会の判断の理由

- 1 最高裁判所は、本件開示申出について、「現在の司法行政文書の開示事務において、謄写は認めずに閲覧のみを認める取扱いをする場合の一般的な基準が分かる文書」の開示を申し出るものと整理したとのことであり、本件開示申出書の記載を踏まえれば、最高裁判所が本件開示申出について上記のとおり整理したことは合理的である。

司法行政文書の開示の実施方法について、令和4年7月1日実施前の取扱要綱記第10の1及び実施細目記第1の7の(2)は、文書及び図画については閲覧又は謄写の方法を、電磁的記録については閲覧、謄写、聴取、視聴等の方法を定めているが、これらの実施方法の選択の基準については定めていない。司法行政文書の内容や性状等は様々であることを踏まえると、開示の実施に当たりどのような実施方法を選択するかについては、開示申出ごとに開示対象文書の内容や性状等を踏まえて個別に判断されるものであると認められることから、本件開示申出に係る文書を作成し、又は取得していないとする最高裁判所事務

総長の上記説明の内容が不合理とはいえない。

苦情申出人は、別件の司法行政文書開示通知書の記載内容を根拠として、本件開示申出文書が存在する旨主張するが、当該通知書の記載は、本件開示申出文書が最高裁判所に存在することの論拠となるものではなく、採用することはできない。

そのほか、最高裁判所において、本件開示申出文書に該当する文書を保有していることをうかがわせる事情は認められない。

したがって、最高裁判所において、本件開示申出文書に該当する文書を保有していないと認められる。

- 2 以上のとおり、原判断については、最高裁判所において本件開示申出文書に該当する文書を保有していないと認められるから、妥当であると判断した。

情報公開・個人情報保護審査委員会

委員 長                    高   橋                    滋

委                    員                    門   口   正   人

委                    員                    長   戸   雅   子